

令和7年度

資産等報告書の審査意見書

みやこ町政治倫理審査会

令和7年9月17日

みやこ町長 内 田 直 志 様

みやこ町政治倫理審査会
会 長 水 島 達 哉



みやこ町政治倫理条例（以下「条例」という。）第7条の規定により、審査の依頼があった令和7年度の資産等報告書（以下「報告書」という。）の審査結果について、次のとおり報告いたします。

1 報告書の提出状況

条例第4条第1項及び第2項の規定により、報告書の提出を義務付けられている提出義務者（町長等及び議員）は17名、その配偶者及び扶養又は同居の親族は32名であり、合計49名分の報告書が提出期限内に提出されました。

2 審査会の開催状況

- (1) 令和7年7月11日、7月18日、7月25日、8月1日、8月22日、8月29日の計6回開催しました。
- (2) 審査にあたった審査会委員は、次のとおりです。

政治倫理審査会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
会 長	水 島 達 哉	識見を有する者
副 会 長	宮 田 実	識見を有する者
委 員	立 花 薫	住民代表
委 員	藤 丸 昌 枝	住民代表
委 員	藤 本 孝 彦	住民代表

3 審査の結果

条例第5条に掲げる事項を審査した結果、記入漏れ、誤記や内容確認等が必要と判断したものについては、指摘事項を取りまとめ、提出義務者に回答を求めました。主な指摘事項は、以下のとおりです。

- (1) 報告書の内容について、添付書類の内容が正確に転記されていない方に指摘しました。
- (2) 証明書類を一部欠いたもの（貸付金の証明書类等）が見受けられたため、追加資料の提出及び報告書の修正を求めました。
- (3) 確定申告書または源泉徴収票における生命保険料控除に着目し、貯蓄性保険の有無について確認を行いました。

4 審査意見

- (1) 報告書は、条例第8条に基づき、町民が閲覧することをふまえ、その記載内容には、記入漏れや誤記がないよう十分に配慮して作成し、提出することを求めます。
- (2) 証明書類については、審査に必要な事項が記載されたものを予め整理した上で提出することを求めます。
- (3) 執行機関及び議会事務局におかれましては、条例や報告書の様式等を時代に即したものの改正を検討することを引き続き求めます。
- (4) 提出義務者においては、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んで、その高潔性が明らかとなるよう報告書の記載内容に責任を持つとともに、条例の趣旨に基づき、各々がその人格と倫理の向上に努め、清浄で民主的な町政の発展に寄与されることを望みます。

以上